

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【公表番号】特表2009-508405(P2009-508405A)

【公表日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-008

【出願番号】特願2008-530138(P2008-530138)

【国際特許分類】

H 04 L 9/32 (2006.01)

G 09 C 1/00 (2006.01)

G 06 F 21/24 (2006.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 7 5 B

G 09 C 1/00 6 4 0 D

G 06 F 12/14 5 6 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月6日(2009.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

文書を複数の論理部分として格納する手段と、

デジタル署名が前記文書に適用されるときの文書構成であって、少なくとも2つの論理部分の相互関係を伝えるデータと、少なくとも1つの論理部分の内容に関するデータとを含む文書構成を確立するための手段と、

前記文書構成が後に変更されたか否かを示す手段とを含むシステム。

【請求項2】

前記格納手段が、XPS文書フォーマットを含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記確立手段が、前記複数の論理部分のどの部分が前記デジタル署名で署名されたか定義する、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記確立手段が、サブセットの個々の論理部分が変更された場合に前記文書構成が変更されたと見なされるように、前記構成に寄与する前記論理部分の前記サブセットを定義する1組のデジタル署名ポリシー規則を含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記確立手段が、サブセットの個々の論理部分が変更された場合に前記構成が変更されたと見なされるように、前記構成に寄与する論理部分の第1のサブセット、および前記構成を変更せずに変更され得る部分の第2のサブセットを定義する1組のデジタル署名ポリシー規則を含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記確立手段がさらに、前記デジタル署名を適用するユーザが、変更する場合に前記文書構成を変更したとみなす前記第2のサブセットの個々の部分を指定することを可能にする、請求項5に記載のシステム。

【請求項7】

表示手段が、構成が変更される場合に前記デジタル署名が無効であると示すように構成されたインターフェースを含む、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 8】

実行されるときに、
デジタル署名ポリシーに従ってユーザのデジタル署名で包含する文書の部分を決定するステップと、

少なくとも 2 つの論理部分の相互関係を伝えるデータと少なくとも 1 つの論理部分の内容に関するデータとを含む文書構成および前記部分に前記デジタル署名を適用するステップと

を含む行為を実施するコンピュータ実行可能命令を含むコンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 9】

前記部分が、すべての文書シーケンス部分および関連する関係部分と、すべての固定文書部分および関連する関係部分と、すべての固定ページ部分および関連する固定ページ関係部分と、すべてのリソース部分と、前記文書に含まれたすべてのデジタル署名定義部分とを含む、請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 10】

前記デジタル署名を検証するステップをさらに含む、請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 11】

前記部分のいずれかが後に変更される場合に前記ユーザのデジタル署名を無効にするステップをさらに含む、請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 12】

コアプロパティ、注釈およびデジタル署名のうちの 1 つまたは複数のいずれかが、前記ユーザのデジタル署名を無効にせずに変更され得るかどうか前記ユーザが指定することを可能にするステップをさらに含む、請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 13】

前記ユーザがコアプロパティの変更によって前記ユーザのデジタル署名が無効になると指定し、またコアプロパティ部分が存在する場合は、前記適用ステップが、前記ユーザのデジタル署名を前記コアプロパティ部分に適用するステップを含む、請求項 12 に記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 14】

前記ユーザがコアプロパティの変更によって前記ユーザのデジタル署名が無効にならないと指定し、またコアプロパティ部分が存在する場合は、前記適用ステップが、前記デジタル署名を前記コアプロパティ部分に適用するステップを含まない、請求項 12 に記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 15】

前記ユーザがコアプロパティの変更によって前記ユーザのデジタル署名が無効にならないと指定し、またコアプロパティ部分が存在しない場合は、デジタル署名の前に前記コアプロパティ部分を作成する、請求項 12 に記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 16】

デジタル署名がユーザによってデジタル文書に適用されるときの前記デジタル文書の構成であって、少なくとも 2 つの論理部分の相互関係を伝えるデータと少なくとも 1 つの論理部分の内容に関するデータとを含む前記構成を確立するためのデジタル署名ポリシーと

、
前記構成が後に変更されるかどうか示すユーザインターフェースを生成するためのモジュールと

を格納するメモリを含むシステム。

【請求項 17】

前記デジタル署名ポリシーが、互いに関連する複数の論理部分として格納されるデジタル文書に関する、請求項 16 に記載のシステム。

【請求項 18】

前記デジタル署名ポリシーが、前記部分のサブセットのうちのいずれかが変更される場合に前記デジタル署名ポリシーが前記構成を変更されていると定義するように前記部分の前記サブセットを定義する、請求項17に記載のシステム。

【請求項 19】

個々の部分を変更すると前記デジタル署名が無効になるように前記デジタル署名が前記サブセットの各部分に有効に適用される、請求項18に記載のシステム。

【請求項 20】

前記デジタル署名ポリシーが、前記文書の変更を引き起こさずに前記文書に加えられ得るデータを前記ユーザが任意選択で指定することを可能にする、請求項18に記載のシステム。